

※この法令は廃止されています。

## 昭和六十一年総理府令第七十四号

### 試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第二十八條の二第三項第二号の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する総理府令を次のように定める。

#### （適用範囲）

第一条 この規則は、次に掲げる原子炉及びその附属施設について適用する。

- 一 試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）
- 二 船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉压力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉

#### （定義）

第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「試験研究用原子炉」とは、前条第一号に掲げる試験研究用等原子炉（次号に規定するものを除く。）をいう。
- 二 「ナトリウム冷却型高速炉」とは、前条第一号に掲げる試験研究用等原子炉のうち、一次冷却材としてナトリウムを用い、かつ、その原子核分裂の連鎖反応が主として高速中性子により行われるものをいう。
- 三 「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とは、一次冷却設備に係る設備の損壊等に伴い自動的に弁が閉鎖されることにより、圧力障壁を形成する部分をいう。
- 四 「原子炉カバールガス等のバウンダリ」とは、ナトリウム冷却型高速炉の通常運転時に原子炉カバールガス（一次冷却材の自由液面を覆うことを主たる目的とする不活性ガスをいう。）又は一次冷却材を内包する部分のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリを除いたものをいう。
- 五 「第一種機器」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する容器又は管をいう。
- 六 「第一種容器」とは、第一種機器に属する容器をいう。
- 七 「第一種管」とは、第一種機器に属する管をいう。
- 八 「第二種容器」とは、原子炉規格納容器並びにこれに接続する容器であつて原子炉規格納容器及びこれに接続する容器内の設備から放出される放射性物質等の有害な物質の漏えいを防止するために設けられるものをいう。
- 九 「第三種機器」とは、次に掲げる容器又は管をいう。

イ 試験研究用等原子炉を安全に停止するために必要な設備又は非常時に安全を確保するために必要な設備であつて、その故障、損壊等により公衆に放射線障害を及ぼすおそれを間接に生じさせるものに属する容器又は管（放射線管理の用に供するダクトにあつては、原子炉格納容器の貫通部から外側隔離弁までの部分に限る。）

ロ タービンを駆動させることを主たる目的とする流体が循環する回路に係る設備に属する容器又は管であつて、第一種機器からこれらに最も近い止め弁までのもの

ハ イ及びロに掲げるもの以外の容器又は管であつて、原子炉規格納容器の貫通部から最も近い隔離弁までのもの

ニ 原子炉カバールガス等のバウンダリを構成する容器又は管

ホ ナトリウムを内包し、かつ、多量の放射性物質を内包している容器又は管（第一種機器を除く。）

ヘ 試験研究用原子炉（一次冷却材として軽水又は重水を用いるものに限る。）の通常運転時に一次冷却材を内包する機器及びこれに附属する機器であつて、原子炉容器内の水位の過度

の低下を防止し、炉心を冠水状態に保持するためのものに属する容器又は管（第一種機器を除く。）

ト 試験研究用原子炉の炉心に近接する設備であつて、その故障、損壊等により放射性物質の漏えいを生じさせるおそれのあるものに属する容器又は管

十一 「第三種容器」とは、第三種機器に属する容器をいう。

十二 「第四種機器」とは、第一種機器、第二種容器、第三種機器及び第十五号に規定する第五種管以外の容器又は管をいう。

十三 「第四種容器」とは、第四種機器に属する容器をいう。

十四 「第四種管」とは、第四種機器に属する管をいう。

十五 「第五種管」とは、放射線管理の用に供するダクト（第三種管を除く。）をいう。

十六 「第一種継手」とは、容器の胴、管又は管台の長手継手、球形容器、鏡板又は平板の継手及び容器の胴、管又は管台に半球形鏡板を取り付ける継手をいう。

十七 「第二種継手」とは、容器の胴、管又は管台の周継手及び容器の胴、管又は管台に半球形鏡板以外の鏡板を取り付ける継手をいう。

十八 「第三種継手」とは、容器の胴、管又は管台にフランジ、平板又は管板を取り付ける継手をいう。

十九 「第四種継手」とは、容器の胴、管、管台、鏡板又は平板に管台に管台を取り付ける継手をいう。（特殊な方法による溶接）

第三条 この規則の規定によらないで試験研究用等原子炉施設の溶接をすることにつき特別の理由がある場合にあつては、原子力規制委員会の認可を受けて、この規則の規定によらないで試験研究用等原子炉施設の溶接をすることができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び溶接方法を記載した申請書に關係図面を添付して申請しなければならない。

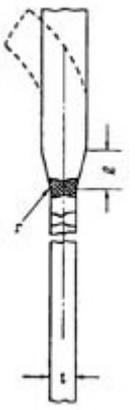
（溶接部の強度）

第四条 溶接部は、母材の強度（母材の強度が異なる場合は、弱い方の強度）と同等以上の強度を有するものでなければならない。ただし、別表第一に掲げるP11-A（グループ番号一に限る。）及びP11-21からP11-25までのいずれかに属する母材の溶接部であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル未満のものにあつては、設計上要求される強度以上の強度を有するものとすることができる。

2 溶接部は、溶込みが十分であり、割れがなく、かつ、アンダーカット、オーバーラップ、クレータ、スラグ巻込み、ブローホール等で溶接部の強度を確保する上で有害なものがないものでなければならない。

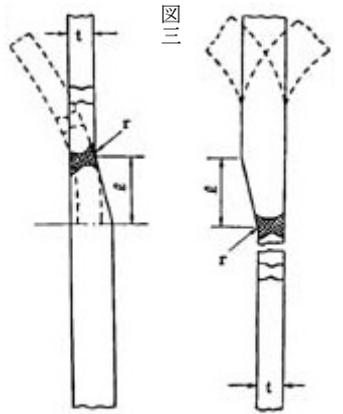
第五条 溶接に用いられる母材は、炭素含有量が〇・三五パーセント以下のものでなければならない。（材料の制限）

第六条 第一種機器、第二種容器、第三種機器及び第四種機器に係る厚さの異なる母材の突合せ溶接（第三種継手又は第四種継手に係るものを除く。）を行う場合は、次の図一から図三までに示すところによりこの配を設けなければならない。



図一

図二



図三

(備考) 一 tは、薄い方の母材の厚さとする。

二 rは、突き合わせる母材の面の食い違いの値の三倍以上の値とする。

三 rは、tの二分の一以上とする。

(開先面)

第七条 開先面及びその付近の母材の表面の水分、塗料、油脂、ごみ、有害なさび、溶けかすその他有害な異物は、溶接に先立ち、除去しなければならない。

2 裏はつりを行う場合は、溶込み不良部を完全に除去しなければならない。

第八条 第一種機器、第二種容器及び第三種機器(第三種機器にあつては、原子炉格納容器の貫通部から最も近い隔離弁までのものに限る。)に係る第一種継手、第二種継手、第三種継手及び第四種継手並びに肉盛り溶接部及びクラッド溶接による溶接部の開先面は、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行い、これに合格するものでなければならぬ。ただし、母材が圧延又は鍛造によつて作られたものであり、その厚さが五十ミリメートル(熱荷重により著しい応力が生ずる部分にあつては、二十五ミリメートル)以下である場合は、この限りでない。

(突合せ溶接による継手面の食い違い)

第九条 第一種機器、第二種容器、第三種機器及び第四種機器の突合せ溶接による継手面の食い違いは、次の表の上欄に掲げる継手の種類及び同表の中欄に掲げる母材の厚さ(母材の厚さが異なる場合は、薄い方の厚さ)の区分に応じ、それぞれその区分に対応する同表の下欄に掲げる値を超えてはならない。ただし、応力計算を行つて構造上要求される強度を有することが明らかである場合は、この限りでない。

継手の種類	母材の厚さ	食い違いの値
第一種継手	二十ミリメートル以下	一ミリメートル
	二十ミリメートルを超え百二十ミリメートル以下	母材の厚さの五パーセント
	トル以下	
第二種継手、第三種継手及び第四種継手	百二十ミリメートルを超え百五十ミリメートル以下	六ミリメートル
	十五ミリメートルを超え百二十ミリメートル以下	一・五ミリメートル
	トル以下	母材の厚さの十パーセント
	百二十ミリメートルを超え百五十ミリメートル以下	十二ミリメートル

(継手の仕上げ)

第十条 第一種機器、第二種容器、第三種機器及び第四種機器の溶接部であつて第十二条又は第十四条の規定により非破壊試験を行うこととされているものの表面は、滑らかで、母材の表面より高く、又は母材の表面と同じ高さであり、かつ、母材の表面と段がつかないように仕上げなければならない。

2 第一種機器、第二種容器、第三種機器及び第四種機器の突合せ溶接による溶接部であつて、第十二条又は第十四条の規定により放射線透過試験を行うこととされているものの余盛りの高さ

は、次の表の上欄に掲げる母材の厚さ(母材の厚さが異なる場合は、薄い方の厚さ)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下でなければならない。

母材の厚さ	余盛りの高さ
十二ミリメートル以下	一・五ミリメートル
十二ミリメートルを超え二十五ミリメートル以下	二・五ミリメートル
二十五ミリメートルを超え五十ミリメートル以下	三ミリメートル
五十ミリメートルを超え百ミリメートル以下	四ミリメートル
百ミリメートルを超えるもの	五ミリメートル

(溶接後熱処理)

第十一条 第一種機器、第二種容器、第三種機器及び第四種機器の溶接部は、別表第二に掲げる方法により溶接後熱処理を行わなければならない。この場合において、溶接後熱処理の温度は、別表第三の母材の区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の温度範囲の欄に掲げる範囲内の温度とし、溶接後熱処理の保持時間は、当該母材の区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の溶接部の厚さに応じた保持時間の欄に掲げる溶接部の厚さの区分に応じた時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第四の区分の溶接部であつて、母材の区分及び溶接部により区分されるものをいう。)のいずれかに該当する溶接部であつて、その厚さが、当該区分に対応する同表の溶接部の厚さの欄に掲げる範囲内の厚さであり、母材の炭素含有量が、当該区分に対応する同表の母材の炭素含有量の欄に掲げる範囲内の量であるもの(別表第一に掲げるP一、P一三からP一五まで、P一七、P一九A、P一九B、P一十一A及びP一十一Bのいずれかに属する母材(以下「フェライト系鋼材」という。))の溶接部であつて、厚さが十ミリメートルを超え、かつ、曲げ加工前に溶接が行われたもの並びに同表に掲げるP一、P一三、P一四、P一五及びP一七のいずれかに属する母材で作られた第二種容器の溶接部であつて、直径が六十一ミリメートル以上の穴に取り付けられる第四種継手の溶接部又は扉の穴枠等を取り付ける溶接部を除く。)について、当該区分に対応する同表の予熱温度の欄に掲げる温度で予熱をする場合は、溶接後熱処理を行わないことができる。

(溶接部の非破壊試験)

第十二条 別表第五の区分の欄に掲げる区分(機器及び溶接部により区分されるものをいう。)のいずれかに該当する溶接部は、当該区分に対応する同表の規定試験の欄に掲げる非破壊試験を行い、これに合格するものでなければならない。ただし、容器又は管の構造上当該試験を行うことが著しく困難である場合であつて、当該試験の代わりに、当該区分に対応する同表の代替試験の欄に掲げる非破壊試験を行い、これに合格するときは、この限りでない。

(溶接部の機械試験)

第十三条 別表第六の区分の欄に掲げる区分(機器及び溶接部により区分されるものをいう。)のいずれかに該当する第一種機器、第二種容器、第三種機器及び第四種機器の突合せ溶接による溶接部は、当該区分に対応する同表の試験板の作成方法の欄に掲げる方法により作成した試験板について、別表第七の区分の欄に掲げる区分(機器及び溶接部により区分されるものをいう。)に応じ、それぞれ同表の試験の種類、欄に掲げる機械試験を行い、これに合格するものでなければならない。

2 前項の機械試験は、次の各号によらなければならない。

一 継手引張試験、自由曲げ試験、型曲げ試験及びローラ曲げ試験にあつては、別表第八の試験の種類、欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の試験片の欄に掲げる試験片を用い、同表の試験の方法の欄に掲げる試験の方法により行うこと。

二 破壊靱性試験にあつては、別表第九の機器の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の試験の方法の欄に掲げる試験の方法により行うこと。

3 前項の機械試験を行った場合において、次の各号に該当するときは、これを合格とする。

一 前項第一号の場合にあつては、別表第八の試験の種類、欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の合格基準の欄に掲げる基準に適合するとき。

二 前項第二号の場合にあつては、別表第九の機器の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の合格基準の欄に掲げる基準に適合するとき。

4 第一項の機械試験を行い、別表第十の試験の種類を欄に掲げる試験に不合格となつた場合において、それぞれ同表の再試験が行えるときの欄に該当する場合にあつては、当該不合格となつた試験に用いられた試験片（別表第八の規定により分割する場合にあつては、分割された試験片）の試験板又はこれと同時に作成した試験板からつた別表第十の再試験片の数の欄に掲げる数の再試験片について、当該不合格となつた試験の再試験を行い、これに合格するときは、これを当該不合格となつた試験に合格したものとみなす。

（溶接部の耐圧試験）

第十四条 別表第十一の機器の欄に掲げる機器の溶接部は、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の試験圧力の欄に掲げる圧力で耐圧試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがないものであるなければならない。ただし、容器又は管の構造上当該圧力で試験を行うことが著しく困難である場合であつて、可能な限り高い圧力で試験を行い、これに耐え、かつ、漏えいがなく、放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験のうちいずれか適当な非破壊試験を行い、これに合格するときは、この限りでない。

（非破壊試験の方法と合格基準）

第十五条 第八条、第十二条及び前条の非破壊試験は、次の各号によらなければならない。

- 一 放射線透過試験にあつては、別表第十二の試験の方法の項に掲げる試験の方法により行うこと。
二 超音波探傷試験にあつては、別表第十三の試験の方法の項に掲げる試験の方法により行うこと。
三 磁粉探傷試験にあつては、別表第十四の試験の方法の項に掲げる試験の方法により行うこと。
四 浸透探傷試験にあつては、別表第十五の試験の方法の項に掲げる試験の方法により行うこと。

2 前項の非破壊試験を行った場合において、次の各号に該当するときは、これを合格とする。
一 前項第一号の場合にあつては、別表第十二の合格基準の項に掲げる基準に適合するとき。
二 前項第二号の場合にあつては、別表第十三の合格基準の項に掲げる基準に適合するとき。
三 前項第三号の場合にあつては、別表第十四の合格基準の項に掲げる基準に適合するとき。
四 前項第四号の場合にあつては、別表第十五の合格基準の項に掲げる基準に適合するとき。

（第二種容器等の溶接の特例）
第十六条 法第二十七条第一項又は第二項の規定により認可を受けた設計及び工事の方法において、第一種容器に係る溶接の技術上の基準に適合すべきものとされた第二種容器、第三種容器及び第一種管は、この規則の適用については、第一種容器とみなす。

2 法第二十七条第一項又は第二項の規定により認可を受けた設計及び工事の方法において、第一種管に係る溶接の技術上の基準に適合すべきものとされた第三種管は、この規則の適用については、第一種管とみなす。

附則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七十三号。以下「改正法」という。）の施行の日の前日までに溶接作業に着手した容器又は管の溶接についての法第二十八条の二第三項第二号に規定する技術上の基準は、この府令の規定にかかわらず、改正法による改正前の法第二十七条の規定により認可を受けた設計及び工事の方法とする。

附則

- （昭和六三年七月二六日総理府令第四一号） 抄
1 この府令は、昭和六十四年四月一日から施行する。
附則（平成二一年九月三〇日総理府令第四六号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年一〇月二〇日総理府令第一一八号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二四年九月一四日文科科学省令第三二二号） 抄

1 この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附則（平成二五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

（経過措置）

第十七条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二五年二月六日原子力規制委員会規則第一六号） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第四十四条の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成三十年原子力規制委員会規則第十一号）の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。

別表第1 母材の区分（第4条、第11条関係）

Table with columns for material types (P-1, P-3, P-4), grades (1, 2, 3), and mechanical properties (tensile strength, yield strength, etc.).

P-5	クロムモリブデン鋼であつて、標準合金成分の合計が12%以下のもの（P-3及びP-4に掲げるものを除く。）
P-6	マルテンサイト系ステンレス鋼
P-7	フェライト系ステンレス鋼
P-8	オーステナイト系ステンレス鋼
P-9A	ニッケル鋼であつて、ニッケル標準合金成分が2.50%以下のもの
P-9B	ニッケル鋼であつて、ニッケル標準合金成分が2.50%を超え3.50%以下のもの
P-11	ニッケル鋼であつて、ニッケル標準合金成分が3.50%を超え9.0%以下のもの
A	合金鋼であつて、規格による最小引張強さが660N/mm <sup>2</sup> 以上730N/mm <sup>2</sup> 未満のもの（グループ番号1に掲げるものを除く。）
B	合金鋼であつて、規格による最小引張強さが730N/mm <sup>2</sup> 以上のもの
P-11	アルミニウムであつて、アルミニウムの含有量が9.9%以上のアルミニウム及びマンガンの含有量が1.0%以上1.5%以下のアルミニウムマンガ合金
P-21	アルミニウムであつて、マグネシウムの含有量が2.0%以上3.9%以下のもの
P-22	アルミニウムマグネシウム合金であつて、マグネシウムの含有量が0.45%以上1.4%以下で、かつ、けい素の含有量が0.2%以上0.8%以下のもの
P-23	アルミニウムマグネシウムけい素合金であつて、マグネシウムの含有量が0.45%以上1.4%以下で、かつ、けい素の含有量が0.2%以上0.8%以下のもの
P-25	アルミニウムマグネシウム合金であつて、マグネシウムの含有量が3.9%を超え5.6%以下のもの
P-31	銅及び銅合金
P-32	ネーバル黄銅又は復水器用黄銅
P-34	白銅又は復水器用白銅
P-43	ニッケルクロム鉄合金
P-45	鉄ニッケルクロム合金
P-51	チタンであつて、規格による最小引張強さが340N/mm <sup>2</sup> 以下のもの
P-52	チタンであつて、規格による最小引張強さが340N/mm <sup>2</sup> を超えるもの

**別表第2 溶接後熱処理の方法（第11条関係）**

熱処理後熱処理を行う場合は、次の1から3までにより行わなければならない。ただし、次の4理のに掲げる溶接部について、次の5に掲げる範囲において溶接後熱処理を行うときは、この限り方法でない。

- 1 全体を炉内に入れるか又は二分して炉内に入れること。
- 2 全体を二分して炉内に入れる場合は、加熱部の重なりを1500mm以上とし、かつ、炉外に出る部分の温度こう配が材質に有害とならないように保温すること。この場合において、加熱される部分と炉外にある部分との境界線上に管台その他の構造上の不連続部があつてはならない。
- 3 炉内に入れる場合及び炉内から取り出す場合における炉内の温度は、300度以下であること。
- 4 次のイからハまでに掲げる溶接部
  - イ 第2種継手、第3種継手及びこれらに類する継手の溶接部
  - ロ 第4種継手及び座等を容器又は管に取り付ける継手の溶接部。ただし、母材の一部を切り取り、取付物を突き合わせて溶接したものを除く。
  - ハ ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける継手の溶接部

5 次のイ及びロに掲げる範囲

イ	容器については、溶接部の最大幅の両側にそれぞれ母材の厚さの3倍以上の幅の管については、溶接部の最大幅の両側にそれぞれ開先幅の3倍以上で、かつ、余盛り幅の2倍以上の幅	
ロ	加熱次の1又は2のうちいずれか及び3に掲げる方法により行わなければならない。及び1 温度300度以上において、加熱する場合の速さは1時間につき次のイの計算式により計算した温度差（220度を超える場合は、220度）以下、冷却する場合の速さは1時間につき次のロの計算式により計算した温度差（275度を超える場合は、275度）以下であること。ただし、温度差が55度未満の場合であつて、容器又は管が著しい熱応力により損傷を受けるおそれのないときは、1時間につき温度差を55度とすることができる。	
イ	$R \parallel 220 \times (25/T)$	
ロ	$R \parallel 275 \times (25/T)$	
イ	Rは、温度差（度を単位とする。）	
ロ	Tは、母材の厚さ（mを単位とし、厚さの異なる場合は、厚い方の厚さとする。）	
イ	2 温度650度以上において、別表第1に掲げるP-7に属する母材の溶接部を冷却する場合の速さは、1の規定にかかわらず、1時間につき温度差が55度以下であること。	
ロ	3 加熱又は冷却されるものの表面上の任意の2点であつて、相互間の距離が4500mm以下のもの温度差は、140度以下であること。	
イ	温度加熱保持されるものの任意の2点間における温度差は、50度以下でなければならない。ただし、別表第3の温度範囲の欄に掲げる下限の温度以上に保持することが困難な場合であつて、次の表の左欄に掲げる別表第3の温度範囲の欄に掲げる下限の温度との差に応じ、それぞれ溶接部の厚さが25mmにつき、1時間として計算した時間（溶接部の厚さが12.5mm未満のものにあつては、0.5時間）に同表の右欄に掲げる係数を乗じた時間以上保持するときは、この限りでない。	
ロ	別表第3の温度範囲の欄に掲げる下限の温度と係数の差（度）	
イ	0	1
ロ	30	2
イ	60	3
ロ	(90)	(5)
イ	(120)	(10)

**別表第3 溶接後熱処理における温度範囲及び溶接部の厚さに応じた保持時間（第11条関係）**

母材の区分	温度範囲（度）	溶接部の厚さに応じた保持時間（時間）
別表第1に掲げるP-1	595以上	厚さが12.5mm以下の場合
	700以下	厚さが12.5mmを超え125mmを超える場合
別表第1に掲げるP-3	595以上	厚さが12.5mm以下の場合
	710以下	厚さが12.5mmを超え125mmを超える場合

1 かつこの内は、母材が別表第1に掲げるP-1に属する場合のみに適用する。

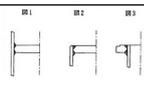
2 表中の値の中間の値は、比例法によつて計算する。





<p>が22mm以下の円形スタッドを取り付ける溶接部を除く。)</p>	<p>放射線透過試験</p>	<p>音波探傷試験</p>
<p>第3種 1 次のイからニまでのいずれかに掲げるもの          種容(厚さが4.8mm以下の溶接部及び開放容器(開放部により内気と外気が通じている容器をいい、ガードベッセルを除く。))の溶接部を除く。)          イ 第1種継手の溶接部          ロ 第2種継手の溶接部(熱交換器用管の溶接部を除く。)          ハ 第3種継手の突合せ溶接による溶接部          ニ 第4種継手の突合せ溶接による溶接部</p>	<p>磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)</p>	<p>放射線透過試験又は超音波探傷試験</p>
<p>2 第1種継手、第2種継手、第3種継手及び第4種継手の溶接部(1に掲げるものを除く。)</p>	<p>超音波探傷試験(著しい配管反力を受けないものは除く。)及び磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)。ただし、肉盛り座に管台を取り付ける場合は、当該管台を取り付ける前に行わなければならない。</p>	<p>放射線透過試験又は超音波探傷試験</p>
<p>3 穴の周辺及び管台の表面に肉盛り座を設ける場合の肉盛り溶接部</p>	<p>磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)</p>	<p>放射線透過試験又は超音波探傷試験</p>
<p>4 耐圧部の溶接部(1から3までに掲げるものを除く。)及び漏止め溶接による溶接部</p>	<p>浸透探傷試験</p>	<p>放射線透過試験又は超音波探傷試験</p>
<p>5 管板に管を取り付ける継手の溶接部(耐圧部に係るものを除く。)</p>	<p>磁粉探傷試験又は浸透探傷試験</p>	<p>放射線透過試験又は超音波探傷試験</p>
<p>6 クラッド溶接による溶接部</p>	<p>磁粉探傷試験又は浸透探傷試験</p>	<p>放射線透過試験又は超音波探傷試験</p>
<p>7 ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部</p>	<p>磁粉探傷試験又は浸透探傷試験</p>	<p>放射線透過試験又は超音波探傷試験</p>

<p>第4種 1 第1種継手、第2種継手及び第3種継手の突合せ溶接による溶接部(熱交換器用管の第2種継手の溶接部及び開放容器(開放部により内気と外気が通じている容器をいう。以下同じ。))の溶接部を除く。)であつて、次のイからハまでのいずれかに掲げるもの          イ 次の(1)から(7)までのいずれかに掲げるもの          (1) 別表第1に掲げるP-1に属する母材の溶接部であつて、厚さが32mmを超えるもの          (2) 別表第1に掲げるP-3に属する母材の溶接部であつて、厚さが19mmを超えるもの          (3) 別表第1に掲げるP-4に属する母材の溶接部であつて、厚さが16mmを超えるもの          (4) 別表第1に掲げるP-5に属する母材の溶接部          (5) 別表第1に掲げるP-6又はP-7に属する母材の溶接部(炭素含有量が0.08%以下の母材の溶接部であつて、その厚さが38mm以下であり、かつ、溶接金属がオーステナイト系ステンレス合金又はニッケルクロム鉄合金の場合を除く。)          (6) 別表第1に掲げるP-8に属する母材の溶接部であつて、厚さが38mmを超えるもの          (7) 別表第1に掲げるP-9A、P-9B、P-11A又はP-11Bに属する母材の溶接部であつて、厚さが16mmを超えるもの          ロ 内包する放射性物質の濃度が37mBq/cm<sup>3</sup>(内包する放射性物質が液体中にある場合は、37mBq/cm<sup>3</sup>)以上の容器の溶接部(イに掲げるものを除く。)であつて、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げるもの以外のもの          (1) 液体用の容器であつて、最高使用温度が当該液体の大気圧における沸点未満であり、かつ、最高使用圧力が1960kPa未満のもの          (2) 最高使用圧力が98kPa未満のもの          ハ 第1種継手を有する母材相互又は第2種継手若しくは第3種継手を有する母材相互を取り付ける継手と第1種継手、第2種継手又は第3種継手とが接する箇所(以下「継手接続箇所」という。)から100mm以内にある第1種継手、第2種継手又は第3種継手の溶接部(イ及びロに掲げるもの並びに継手接続箇所と他の継手接続箇所との距</p>
--

<p>離が厚い方の母材の厚さの5倍以上であるものを除く。)</p> <p>2 耐圧部の溶接部(1に掲げるもの及び開放容器の屋根の溶接部を除く。)及び漏止め溶接による溶接部</p> <p>3 管板に管を取り付ける継手の溶接部(耐圧部に係るものを除く。)</p> <p>4 ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部</p>	<p>放射線透過試験又は超音波探傷試験</p> <p>浸透探傷試験</p> <p>放射線透過試験又は超音波探傷試験</p>	<p>第1種 1 次のイからニまでのいずれかに掲げるもの(管の外径が61mmを超える場合に限る。)</p> <p>イ 第1種継手の溶接部</p> <p>ロ 第2種継手の溶接部(ソケット継手の溶接部を除く。)</p> <p>ハ 第3種継手の溶接部(2に掲げるものを除く。)</p> <p>ニ 第4種継手の完全溶込み溶接による溶接部(管台に接続される管の外径が115mm以下の場合を除く。)</p> <p>2 第3種継手の溶接部であつて、次の図1から図3までに示すもの(管の外径が61mmを超える場合に限る。)</p> 	<p>放射線透過試験及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)</p> <p>放射線透過試験、超音波探傷試験(超音波探傷試験が不適当な場合は、溶接深さの2分の1(溶接深さの2分の1が13mmを超える場合は、13mm)ごとに、磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分における磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)</p> <p>溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分試験又は超音波探傷試験(磁粉探傷試験又は超音波探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)</p> <p>溶接深さの2分の1(溶接深さの2分の1が13mmを超えるに超音波探傷試験は、13mm)ごとの磁粉探傷試験及び溶接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の母材を含めた部分試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)。ただし、最終層においては、溶接する接金属部に隣接する幅13mmの範囲内の</p>
<p>5 穴の周辺及び管台の表面に肉盛り座を設ける場合の肉盛り溶接部</p> <p>6 耐圧部の溶接部(1から5までに掲げるものを除く。)及び漏止め溶接による溶接部</p> <p>7 クラッド溶接による溶接部</p> <p>8 ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部</p>	<p>放射線透過試験又は超音波探傷試験</p> <p>浸透探傷試験</p> <p>放射線透過試験又は超音波探傷試験</p> <p>放射線透過試験又は超音波探傷試験</p>	<p>第3種 1 次のイからニまでのいずれかに掲げるもの(外径が61mm以下の管及び開放容器に接続される管のうち当該容器に最も近い止め弁までの部分の溶接部を除く。)</p> <p>イ 第1種継手の溶接部</p> <p>ロ 第2種継手の溶接部(ソケット継手の溶接部を除く。)</p> <p>ハ 第3種継手の突合せ溶接による溶接部</p> <p>ニ 第4種継手の突合せ溶接による溶接部(管台に接続される管の外径が115mm以下の場合を除く。)</p> <p>2 第1種継手、第2種継手、第3種継手及び第4種継手の溶接部(1に掲げるものを除く。)</p> <p>3 穴の周辺及び管台の表面に肉盛り座を設ける場合の肉盛り溶接部</p>	<p>の範囲内の母材の部分を含まれて行わなければならない。</p> <p>母材を含めた部分における磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)</p> <p>放射線透過試験(著しい配管反力を受けないものは除く。)及び磁粉探傷試験(磁粉探傷試験が不適当な場合は、浸透探傷試験)。ただし、肉盛り座に管台を取り付ける場合は、当該管台</p>

<p>4 耐圧部の溶接部（1から3までに掲げるものを除く。）及び漏止め溶接による溶接部</p>	<p>を取り付ける前に行わなければならない。</p>	<p>磁粉探傷試験（磁粉探傷試験が放射線透過試験又は超音波探傷試験）</p>
<p>5 クラッド溶接による溶接部</p>	<p>浸透探傷試験</p>	<p>放射線透過試験又は超音波探傷試験</p>
<p>6 ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部</p>	<p>磁粉探傷試験又は浸透探傷試験</p>	<p>放射線透過試験又は超音波探傷試験</p>
<p>第4種 突合せ溶接による溶接部であつて、次のイからニまでのいずれかに掲げるもの（外径が61mm以下の管及び開放容器に接続される管のうち当該容器に最も近い止め弁までの部分の溶接部を除く。） イ 第1種継手の溶接部であつて、厚さが19mmを超えるもの ロ 第2種継手又は第3種継手の溶接部であつて、次の（1）又は（2）のいずれかに掲げるもの （1） 外径が410mm（水用のものにあつては、275mm）を超え、かつ、厚さが19mmを超える管の溶接部 （2） 厚さが41mm（水用のものにあつては、29mm）を超える管の溶接部（1）に掲げるものを除く。） ハ 内包する放射性物質の濃度が37mBq/cm<sup>3</sup>（内包する放射性物質が液体中にある場合は、37kBq/cm<sup>3</sup>）以上の管の溶接部（イ及びロに掲げるものを除く。）であつて、次の（1）又は（2）のいずれかに掲げるもの以外のもの （1） 液体用の管であつて、最高使用温度が当該液体の気圧における沸点未満であり、かつ、最高使用圧力が1960kPa未満のもの （2） 最高使用圧力が980kPa（第1種継手の溶接部にあつては、490kPa）未満のもの の溶接部（1）に掲げるものを除く。） ニ 継手接続箇所から100mm以内にある第1種継手、第2種継手又は第3種継手の溶接部（イからハまでに掲げるもの及び継手接続箇所と他の継手接続箇所との距離が厚い方の母材の厚さの5倍以上である場合を除く。） 2 耐圧部の溶接部（1）に掲げるものを除く。）及び漏止め溶接による溶接部</p>	<p>放射線透過試験</p>	<p>磁粉探傷試験又は浸透探傷試験 放射線透過試験又は超音波探傷試験</p>

<p>3 ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部</p>	<p>音波探傷試験</p>
<p>第5種 耐圧部の溶接部 2 ラグ、ブラケット、強め材、控え、強め輪等であつて、重要なものを取り付ける溶接部</p>	<p>試験板の作成方法</p>
<p>別表第6 溶接部の機械試験板（第13条関係）</p>	<p>試験板の作成方法</p>
<p>区分 機器</p>	<p>試験板の作成方法</p>
<p>第一種容器</p>	<p>溶接部 当該容器について一個（溶接が同一の条件で行われない場合は、条件の異なる部分ごとに一個とする。）</p>
<p>第二種容器</p>	<p>溶接部 当該容器について一個（溶接が同一の条件で行われない場合は、条件の異なる部分ごとに一個とする。）</p>
<p>第三種容器（安全設備以外の開放容器を除く。）</p>	<p>溶接部 当該容器について一個（溶接が同一の条件で行われない場合は、条件の異なる部分ごとに一個とする。）</p>
<p>第一種管</p>	<p>溶接部 当該管について一個（溶接が同一の条件で行われない場合は、条件の異なる部分ごとに一個とする。）</p>
<p>第二種管</p>	<p>溶接部 当該管について一個（溶接が同一の条件で行われない場合は、条件の異なる部分ごとに一個とする。）</p>
<p>第三種管（安全設備以外の開放容器に接続される管のうち、当該容器に最も近い止め弁までの部分を除く。）</p>	<p>溶接部 当該管について一個（溶接が同一の条件で行われない場合は、条件の異なる部分ごとに一個とする。）</p>



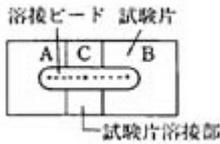




別表第9 破壊靱性試験(第13条関係)		試験の方法		合格基準	
機器	別表第9	試験の方法	合格基準	温度	当該容器について、次の不等式を満足する「R」で示される温度。
第1種容器	母材が別表第1に掲げるP-6に属し、かつ、溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合	次の1から3までに掲げる方法により、開連温度を求めること。次の1から3に掲げる機器の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる温度以下であるとき。	第1種容器	94・89+4・334e0・0261(T+R+88・9)	第1種管
第3種容器	次の1又は2のいずれか	1 次のイからハまでのいずれかの温度を無延性遷移温度とする。	第3種容器	94・89+4・334e0・0261(T+R+88・9)	第3種管
第4種容器	厚さが63mm以下	イ 落重試験を行つたとき、1組の試験片が非破断である場合の温度より5度低い温度	第4種容器	94・89+4・334e0・0261(T+R+88・9)	第4種管
第1種管	母材が別表第1に掲げるP-6に属し、かつ、溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合	ロ 落重試験を行つたとき、1組の試験片の1個が非破断であり他の1個が破断である場合は、落重試験を新たな試験片について再度行つたとき	第1種管	94・89+4・334e0・0261(T+R+88・9)	第1種管
第3種管	母材が別表第1に掲げるP-6に属し、かつ、溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合	ハ 落重試験を行わない溶接部は、次の(1)から(3)のいずれかに掲げる温度	第3種管	94・89+4・334e0・0261(T+R+88・9)	第3種管
第4種管	母材が別表第1に掲げるP-6に属し、かつ、溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合	（備考） 1 寸法の単位は、mmとする。 2 tは、試験片の厚さとする。	第4種管	94・89+4・334e0・0261(T+R+88・9)	第4種管
管	母材が別表第1に掲げるP-6に属し、かつ、溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合		管	94・89+4・334e0・0261(T+R+88・9)	管

別表第9 破壊靱性試験(第13条関係)		試験の方法		合格基準	
機器	別表第9	試験の方法	合格基準	温度	当該容器について、次の不等式を満足する「R」で示される温度。
第1種容器	母材が別表第1に掲げるP-6に属し、かつ、溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合	次の1から3までに掲げる方法により、開連温度を求めること。次の1から3に掲げる機器の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる温度以下であるとき。	第1種容器	94・89+4・334e0・0261(T+R+88・9)	第1種管
第3種容器	次の1又は2のいずれか	1 次のイからハまでのいずれかの温度を無延性遷移温度とする。	第3種容器	94・89+4・334e0・0261(T+R+88・9)	第3種管
第4種容器	厚さが63mm以下	イ 落重試験を行つたとき、1組の試験片が非破断である場合の温度より5度低い温度	第4種容器	94・89+4・334e0・0261(T+R+88・9)	第4種管
第1種管	母材が別表第1に掲げるP-6に属し、かつ、溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合	ロ 落重試験を行つたとき、1組の試験片の1個が非破断であり他の1個が破断である場合は、落重試験を新たな試験片について再度行つたとき	第1種管	94・89+4・334e0・0261(T+R+88・9)	第1種管
第3種管	母材が別表第1に掲げるP-6に属し、かつ、溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合	ハ 落重試験を行わない溶接部は、次の(1)から(3)のいずれかに掲げる温度	第3種管	94・89+4・334e0・0261(T+R+88・9)	第3種管
第4種管	母材が別表第1に掲げるP-6に属し、かつ、溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合	（備考） 1 寸法の単位は、mmとする。 2 tは、試験片の厚さとする。	第4種管	94・89+4・334e0・0261(T+R+88・9)	第4種管
管	母材が別表第1に掲げるP-6に属し、かつ、溶接金属がマルテンサイト系ステンレス合金の場合		管	94・89+4・334e0・0261(T+R+88・9)	管

第1種管	当該管の最低使用温度より56度低い温度	第1種管
第3種管	当該管の最低使用温度より17度低い温度	第3種管
第4種管	当該管の最低使用温度より17度低い温度	第4種管
管	当該管の最低使用温度より56度低い温度	管



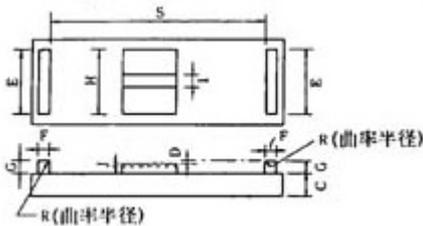
ハ 溶接ビードの中央には、次の図に示すような切欠きを設けること。

1 (備考) 落重試験は、次のイからルまでによらなければならない。  
 イ 試験片の寸法は、次の表の試験片の種類に掲げる試験片の種類に  
 の寸法の欄に掲げるとおりとする。

試験片の種類	寸法 (mm)	
	長さ	幅
1種	25 (2.5)	90 (2.0)
2種	19 (1.0)	50 (1.0)
3種	16 (0.5)	50 (1.0)

ロ かつこ内は、許容差を示す。  
 試験片の片面(第1種容器、第2種容器又は第1種管のフェライト系鋼材の場合であつて、試験板の溶接部について冷間曲げ加工を行う場合にあつては、当該試験板の引張り側とする。)の長手方向に長さ60 mm以上70 mm以下で幅が12 mm以上16 mm以下の溶接ビードを表面硬化用溶接棒を使用して溶接すること。この場合において、溶接ビードは、次の図に示すように、その中心が試験片の中心に一致し、かつ、A点及びB点から出発してそれぞれが終点となるように溶接しなければならない。

管	第4種サイト系ステンレス合金
第2種容器	最低使用温度より17度低い温度以下次の1又は2のいずれかに適 で、落重試験又は衝撃試験のいずれか合すること。 1 落重試験にあつては、全 ての試験片が非破断である とき。 2 衝撃試験にあつては、そ れぞれの試験片の吸収エネ ルギーが母材の種類の欄 に掲げる母材の種類に それぞれ同表の吸収エネ ルギーの欄に掲げる値以上 であるとき。



1 (備考) 寸法の単位は、mmとする。  
 ニ 試験片の長手中心軸は、溶接線の長手方向と直角すること。  
 ホ 試験板の厚さが50 mm以下の場合は、試験片の長手中心軸が試験板の内外面の中央と一致するようにすること。  
 ヘ 試験板の厚さが50 mmを超える場合は、試験片の長手中心軸が試験板の表面から厚さの4分の1以上離れた位置にあるようにすること。  
 ト 落錘の重量は、23 kg以上136 kg以下とし、落錘の試験片に接する面の形状は、半径が25 mmの半円柱形の側面の形状であること。  
 チ 試験片を置く受台の寸法は、次の表の試験片の種類に掲げる試験片の種類に  
 それぞれ同表の受台各部の寸法の項に掲げるとおりとする。

試験片の種類	受台各部の寸法 (mm)		
	1種	2種	3種
J	10以上	10以上	10以上
I	32 (3.0)	22 (3.0)	22 (3.0)
H	90以上	50以上	50以上
R	1.0 (0.1)	1.0 (0.1)	1.0 (0.1)
G	50 (2.5)	50 (2.5)	50 (2.5)
F	50以上	50以上	50以上
E	90以上	50以上	50以上
C	38以上	38以上	38以上
D	7.6 (0.1)	1.5 (0.1)	1.9 (0.1)
S	305 (1.5)	100 (1.5)	100 (1.5)

2 (備考) かつこ内は、許容差を示す。  
 表中S, D, C, E, F, G, R (曲率半径), H, I及びJは、それぞれ次の図によること。

リ 試験片に対する落重は、チに掲げる受台の上に溶接ビードのある面が下になるように試験片を置き、次に規定する落重エネルギーで落錘を1.2倍以上の高さから落下させて行うこと。この場合において、試験片の表面が受台のたわみ止めには接しない場合は、次に規定する落重エネルギーより高いエネルギーで行うものとし、1種試験片にあつては136 J、2種試験片及び3種試験片にあつては、68 Jずつ増加させ、試験片の表面が受台のたわみ止め

又 落重エネルギーは、次の表の試験片の種類に掲げる試験片の種類及び同表の試験片の降伏点の欄に掲げる試験片の降伏点に応じ、それぞれ同表の落重エネルギーの欄に掲げる値とすること。

試験片の種類	試験片の降伏点(N/m <sup>2</sup> )	落重エネルギー(J)
1種	210を超え340以下	800
	340を超え480以下	1100
	480を超え620以下	1350
	620を超え760以下	1650
2種	210を超え410以下	350
	410を超え620以下	400
	620を超え830以下	450
	830を超え1030以下	550
3種	210を超え410以下	350
	410を超え620以下	400
	620を超え830以下	450
	830を超え1030以下	550

試験の結果は、次の3種類に分類する。

- (1) 破断 溶接ビードの切欠き底部のみに割れが生じている場合であつて、溶接ビードを溶接した面のいずれかの端まで当該割れが進行している場合をいう。
- (2) 非破断 溶接ビードの切欠き底部のみに割れが生じている場合であつて、溶接ビードを溶接した面のいずれかの端までにも当該割れが進行していない場合をいう。
- (3) 無効 イ及びロ以外の場合をいう。

2

衝撃試験は、次のイからへまでによらなければならない。  
 イ 試験片の形状及び寸法は、日本工業規格Z2202「金属材料衝撃試験片」の「2種類」の4号試験片によるものとし、かつ、切欠きの深さ方向は、試験板の厚さ方向に直角な方向とすること。

ロ 試験片の長手中心軸は、溶接線の方向と直角であること。  
 ハ 試験板の厚さが25mm以下の場合、試験片の長手中心軸が試験板の内外面の中央と一致するようにすること。

ニ 試験板の厚さが25mmを超える場合は、試験片の長手中心軸が溶接金属部にあつては、試験板の表面(第1種容器、第2種容器又は第1種管のフェライト系鋼材の場合であつて、試験板の溶接部について冷間曲げ加工を行う場合にあつては、当該試験板の引張り側とする)から13mm以上深い所にあるようにし、熱影響部にあつては、試験板の表面から厚さの4分の1の所にあるようにすること。

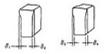
ホ 試験の方法及び吸収エネルギーの算出は日本産業規格Z2242「金属材料衝撃試験方法」(シャルピー衝撃試験に係る部分に限る。)によること。

ヘ 横膨出量は、次の計算式により計算した値とすること。

$$s = (s_1 \text{ 又は } s_4 \text{ のうちいずれか大きい値}) + (s_2 \text{ 又は } s_3 \text{ のうちいずれか大きい値})$$

ス は、横膨出量

セ 1, 2, 3 及び 4 は、破断後の試験片の変形量であつて、それぞれ次の図に示す値(mを単位とする)。



3 この表において「最低使用温度」とは、機器の運転状態又は試験状態において生ずる最低の温度以下の温度であつて、設計上定めるものをいう。

別表第10 再試験(第13条関係)

試験の種類	試験再試験が行えるとき	試験片の数
破壊試験	厚さが63mm以下のもの(第1種容器を除く。)又は母材が別表第1に掲げるP16に属し、かつ、溶接金属がマルテンサ試験片イト系ステンレス合金の場合の衝撃試験であつて、次の1及び2に適合しているとき。	1組の試験片
脆性試験	1 1組の試験片の横膨出量の平均値が別表第9の機器の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の合格基準の欄に掲げる合格	1組の試験片
第1種容器		
第2種容器		
第3種管		
第4種管		
側割れ試験	側割れの原因が溶接部の欠陥以外にあることが明らかであるとき。	試験片1個について
裏割れ試験	裏割れの原因が溶接部の欠陥以外にあることが明らかであるとき。	試験片2個
長手試験	2 溶接部の標点距離の伸びが30%(溶接後熱処理を行わないものにあつては、20%(母材の規格による伸びの最小値が20%未満の場合にあつては、当該母材の規格による伸びの最小値)以上になるまでに曲げた場合に外側にした溶接部に長さ1.65mを超える割れが生じないとき。	
裏手試験	3 ブローホール等の欠陥によつて割れが生じたことが明らかであるとき。	
長手試験	4 割れの原因が溶接部の欠陥以外にあることが明らかであるとき。	
裏手試験		
側割れ試験	自由次の1から4までのいずれかに該当する場合 1 溶接部の標点距離の伸びが27%(溶接後熱処理を行わないものにあつては、18%(母材の規格による伸びの最小値が20%未満の場合にあつては、当該母材の規格による伸びの最小値の90%)以上になるまでに曲げた場合に外側にした溶接部に長さ1.5mを超える割れ(縁角に発生するものを除く。以下この表において同じ。)が生じないとき。 2 溶接部の標点距離の伸びが30%(溶接後熱処理を行わないものにあつては、20%(母材の規格による伸びの最小値が20%未満の場合にあつては、当該母材の規格による伸びの最小値)以上になるまでに曲げた場合に外側にした溶接部に長さ1.5mを超える割れ(縁角に発生するものを除く。以下この表において同じ。)が生じないとき。	試験片1個について
側割れ試験		試験片2個
側割れ試験		試験片1個について
側割れ試験		試験片1個について













溶接部の場合	別表第15 浸透探傷試験(第15条関係)		試験の方法	試験装置及び探傷剤	合格開面の場合
	溶接部の場合	別表第15			
溶接部の1から3までに適合すること。 線状欠陥磁粉模様がJIS G0565の「9.2 欠陥磁粉模様の等級分類」の1級又は2級であること。	日本工業規格Z2343「浸透探傷試験方法及び欠陥指示模様の等級分類」(以下この表において「JIS Z2343」という。)の「4 試験方法」によること。	JIS Z2343の「5 試験装置及び探傷剤」によること。	次の1から4までに適合すること。 1 JIS Z2343の「8.2 欠陥指示模様の種類の分類」の線状欠陥指示模様の左欄に掲げる母材の厚さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。	母材の厚さ(m) 16以下 16を超え50以下 50を超えるもの	母材の厚さ(m) 線状欠陥磁粉模様の長さ(m) 16以下 16を超え50以下 50を超えるもの
溶接部の1から3までに適合すること。 線状欠陥磁粉模様がJIS G0565の「9.3 欠陥磁粉模様の等級分類」の1級又は2級であること。 面積が3750mm <sup>2</sup> の長方形(短辺の長さは、25mm以上とする。)内に円形状欠陥磁粉模様が、10個以上含まれないこと。ただし、円形状欠陥磁粉模様であつて、長さが1.5mm以上のものは算定することを要しない。	日本工業規格Z2343「浸透探傷試験方法及び欠陥指示模様の等級分類」(以下この表において「JIS Z2343」という。)の「4 試験方法」によること。	JIS Z2343の「5 試験装置及び探傷剤」によること。	次の1から4までに適合すること。 1 JIS Z2343の「8.2 欠陥指示模様の種類の分類」の線状欠陥指示模様の左欄に掲げる母材の厚さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。	母材の厚さ(m) 線状欠陥指示模様の長さ(m) 16以下 16を超え50以下 50を超えるもの	母材の厚さ(m) 線状欠陥磁粉模様の長さ(m) 16以下 16を超え50以下 50を超えるもの

溶接部の最小引張強さと吸収エネルギー	溶接部の種類	種別	記号	最小引張強さ(N/mm <sup>2</sup> )	吸収エネルギー(J)	備考
4 面積が3750mm <sup>2</sup> の長方形(短辺の長さは、25mm以上とする。)内に長さが1.5mmを超える線状欠陥指示模様及び円形状欠陥指示模様が10個以上含まれないこと。	溶接構造用圧延鋼材 日本産業規格G3106	1種A 1種B 1種C 2種A 2種B 2種C 3種A 3種B 3種C	SM400A SM400B SM400C SM490A SM490B SM490C SM490Y SM490Y SM490Y	400 400 400 490 490 490 490 490 490	27 27 27 40 40 40 40 40 40	均
3 面積が3750mm <sup>2</sup> の長方形(短辺の長さは、25mm以上とする。)内に円形状欠陥指示模様が10個以上含まれないこと。ただし、円形状欠陥指示模様であつて、長さが1.5mm以下のものは算定することを要しない。	溶接構造用圧延鋼材 日本産業規格G3106	1種A 1種B 1種C 2種A 2種B 2種C 3種A 3種B 3種C	SM400A SM400B SM400C SM490A SM490B SM490C SM490Y SM490Y SM490Y	400 400 400 490 490 490 490 490 490	27 27 27 40 40 40 40 40 40	均
2 円形状欠陥指示模様がJIS Z2343の「8.3 欠陥指示模様の等級分類」の1級又は2級であること。	溶接構造用圧延鋼材 日本産業規格G3106	1種A 1種B 1種C 2種A 2種B 2種C 3種A 3種B 3種C	SM400A SM400B SM400C SM490A SM490B SM490C SM490Y SM490Y SM490Y	400 400 400 490 490 490 490 490 490	27 27 27 40 40 40 40 40 40	均
1 線状欠陥指示模様がJIS Z2343の「8.2 欠陥指示模様の種類の分類」の円形状欠陥指示模様の左欄に掲げる母材の厚さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。	溶接構造用圧延鋼材 日本産業規格G3106	1種A 1種B 1種C 2種A 2種B 2種C 3種A 3種B 3種C	SM400A SM400B SM400C SM490A SM490B SM490C SM490Y SM490Y SM490Y	400 400 400 490 490 490 490 490 490	27 27 27 40 40 40 40 40 40	均
発電圧力容器用モリブデン合金鋼板 火力発電用規格 圧力容器用鋼板 日本産業規格G3115	1種 2種 3種 4種 5種	SPV235 SPV315 SPV355 SPV450 SPV490	520 570 520 520 570	520 570 520 520 570	21 40 40 40 40	1 3 3 3 3
中・常温圧力容器用炭素鋼鋼板 日本産業規格G3118	1種 2種 3種 4種 5種	SGV410 SGV450 SGV480 SGV490 SGV520	410 450 480 490 520	410 450 480 490 520	21 27 27 40 40	1 3 3 3 3
ボイラ及び圧力容器用マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼板 日本産業規格G3119	1種A 1種B 2種 3種	SBV1A SBV1B SBV2 SBV3	520 550 550 550	520 550 550 550	21 40 40 40	2 3 3 3
圧力容器用調質型マンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼	1種A 2種 3種	SVV1A SVV2 SVV3	550 550 550	550 550 550	40 40 40	3 3 3











